

## 2023年度 ふくやま美術館 博物館実習 実施要項

ふくやま美術館における博物館実習について次のとおり実施する。

1. 目的 学芸員資格取得を目指す学生を対象に、博物館法第5条第1項第1号および博物館法施行規則第1条に規定する「博物館実習」の機会を提供するため、大学側からの依頼に基づき実施している。体験的に学芸員の職務理解に資することと、社会教育施設としての美術館の役割を果たすことを目的として実施する。
2. 期間 2023年 7月25日(火)～ 8月2日(水)(土、日、月をのぞく6日間)
3. 場所 ふくやま美術館(広島県福山市西町二丁目4番3号)
4. 指導 ふくやま美術館職員
5. 実習内容(予定)
  - ・オリエンテーション(施設見学、学芸員の仕事について)
  - ・特別展について(小企画展実習)
  - ・鑑賞教育について(解説型・対話型)
  - ・作品の取り扱いについて(展示方法、点検、調査)
  - ・図録について(整理・活用/入稿・校正)
  - ・広報について
  - ・ボランティアの活動について
  - ・世界児童画展展示作業
6. 人数 5名程度
7. 費用 無料
8. 条件
  - ① 実習に必要な単位を習得、または見込の学生。
  - ② 実習に通える、定まった場所を確保できる学生。
  - ③ 美術館が定めた期間に実習できる学生。
  - ④ 一般来館者として、ふくやま美術館の展覧会などの開催事業について事前に観覧、調査している学生。
  - ⑤ 実習期間中、実習生として適した行動のとれる学生。
9. 方法
  - ① 実習は、8の条件にそった学生の在籍する大学からの文書(学部・専攻名を明記/切手を貼った返信用封筒を同封)による依頼を必要とする。
  - ② 依頼書類の提出期間を 4月1日(土)～ 5月31日(水)(必着)とする。
  - ③ 5月31日(水)締切の後、受入可能な学生数を検討し、6月30日(金)までに美術館より各大学あてに通知する。
10. その他 \* 原則、他館との実習期間の重複、その他の理由による個人の日程調整(実習期間の短縮、延長)は行わない。